

# 日田市立淡窓図書館資料収集方針

令和2年9月1日

日田市立淡窓図書館資料収集方針（平成11年10月1日）の全部を改正する。

## 1. 目的

この方針は日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則第4条に掲げる事業を遂行するため、図書館の資料収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 基本方針

- (1) 市民の教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ必要な資料を幅広く収集する。
- (2) 市民の知る権利を保障し、市民からの資料要求については、これを十分に考慮して可能な範囲においてできる限り応えるものとする。
- (3) 収集にあたっては、次の点に留意する。
  - ① 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - ② 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - ③ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
  - ④ 寄贈資料についても同様とする。
- (4) 基本方針に基づき収集された資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。
- (5) 市民の要求によって図書館の資料が収集されることを市民に周知するため、収集方針は公開する。

## 3. 種類別収集方針

収集する資料は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料、郷土資料、官公庁刊行物、障がい者用資料、その他必要な資料とし、その種類別収集方針は次のとおりとする。

- (1) 図書
  - ① 一般書は、親しみやすく平易に書かれた資料を各分野にわたって収集する。ただし、市民の利用度が高い分野については、必要に応じ専門的な学習、調査、研究に応えられる資料も収集する。
  - ② 参考図書は、市民が調査、研究のために必要な辞書、辞典、事典、便覧、統計年鑑、目録、名鑑等を系統的に収集する。
  - ③ 児童及び青少年を対象とする図書は、児童及び青少年が読書の楽しみを発見し読書習慣の形成と継続に役立つように各分野にわたり幅広く収集する。
  - ④ 外国語の図書は、利用が見込める資料を収集する。

(2) 逐次刊行物

- ① 新聞は全国紙、地方紙、専門紙、英字紙、外国紙等の代表的なものを収集する。
- ② 雑誌は、各分野の代表的なものを収集するとともに専門誌、外国誌の収集にも努める。

(3) 視聴覚資料

趣味、教養、文化活動に役立つCD、DVD等の資料は、教育的、文化的必要性を考慮して収集する。

(4) 郷土資料

- ① 日田市全域並びに日田市に隣接する地域、及び関係の深い地域にかかる資料を網羅的に収集する。
- ② 保存を考慮して、複本で収集する。

(5) 官公庁刊行物

- ① 政府機関が発行する資料は、主要なものを収集する。
- ② その他の公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

(6) 障がい者用資料

障がい者の利用に供するための資料を収集する。

(7) その他

古文書等の資料は、必要に応じて収集する。

4. 収集の方法

資料の収集方法は、購入、寄贈、寄託等とする。

5. 寄贈資料等の収集

寄贈、寄託等については、この資料収集方針に準じて収集する。

6. 資料の保存

図書館が受け入れした資料のうち、各分野の基本的な資料や貴重な資料は永年保存とし、その他の資料については必要に応じて保存する。

- (1) 資料の保存についての基準は別に定める。

7. その他

日田市立淡窓図書館資料収集方針細則は廃止し、新たに資料収集基準を策定する。

附 則

この資料収集方針は、令和2年9月1日から施行する。